

議案第14号

山都町山の都創造ファンド条例の制定について

山都町山の都創造ファンドを設置する条例を別紙のとおり定める。

平成29年3月9日提出

山都町長 梅田 穰

(提案理由)

地域住民等が自主的かつ主体的に行う公益的なまちづくり活動への支援を目的とした基金を設置するため、条例を制定する必要があります。

これが、この議案を提出する理由です。

山都町山の都創造ファンド条例をここに公布する。

平成 年 月 日

山都町長

山都町山の都創造ファンド条例

(設置)

第1条 町は、地域住民等が自主的かつ主体的に行う公益的なまちづくり活動を支援する事業の財源に充てるため、山都町山の都創造ファンド（以下「基金」という。）を設置する。

(事業の区分)

第2条 基金を財源として実施する事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 町内の賑わいの再生に関する事業
- (2) 移住及び定住の推進に関する事業
- (3) 地域を担う人材の育成に関する事業
- (4) 地域コミュニティの維持向上に関する事業
- (5) 災害からの創造的復興の推進に関する事業
- (6) 住民が行うまちづくりに関する事業
- (7) その他町長が必要と認める事業

(積立て)

第3条 基金として積み立てる額は、歳入歳出予算において定める額とする。

(管理)

第4条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

(運用利益金の処理)

第5条 基金の運用により生ずる利子その他の運用利益金は、一般会計の歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第6条 町長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用するこ

とができる。

(処分)

第7条 町長は、第2条に掲げる事業の実施に必要な財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。